

広報よこしば'93.10.1

## 任意加入でより多くの年金を

### 保険料未納期間のある方

# Q

わたしは今年の10月に60歳になりますが、途中生活が苦しい時期があったため、4年ほど保険料を納めていない期間があり、満額の保険料が受給できません。年を取ると収入は年金だけに なってしまふので、少しでも多く受給したいと思うのですが、満額受給するためにはどうしたらよいでしょうか。

# A

高齡任意加入し、65歳までの5年間に不足になっている4年分の保険料を納付すれば満額(73万7300円)の年金が受給できます。まず、役場年金係に印鑑を持参のうえ、高齡任意加入の手続きを取ってください。



### 受給資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日 (大正15年4月2日以降)	資格期間 (年金を受けるために最低必要な期間)	加入可能年数 (満額の年金を受けるために必要な期間)
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前	25年	30年
昭和8年4月1日以前	25年	31年
昭和9年4月1日以前	25年	32年
昭和10年4月1日以前	25年	33年
昭和11年4月1日以前	25年	34年
昭和12年4月1日以前	25年	35年
昭和13年4月1日以前	25年	36年
昭和14年4月1日以前	25年	37年
昭和15年4月1日以前	25年	38年
昭和16年4月1日以前	25年	39年
昭和16年4月2日以降	25年	40年

### 年金額の計算は

国民年金は20歳から60歳に達するまでの40年間すべての保険料を納付した人に65歳から満額の年金が支給されますが、未納期間があった場合は、その期間に応じて減額されます。

ただし、国民年金制度が発足したのは昭和36年4月1日であり、その時すでに20歳以上の人は、40年間加入することができません。また、受給資格期間(25年)を満たせない人もいますが、

それらの人には、生年月日により左表のとおり短縮措置がとられており、加入可能年数すべてを納めた人に満額の年金が支給されます。

### 計算式

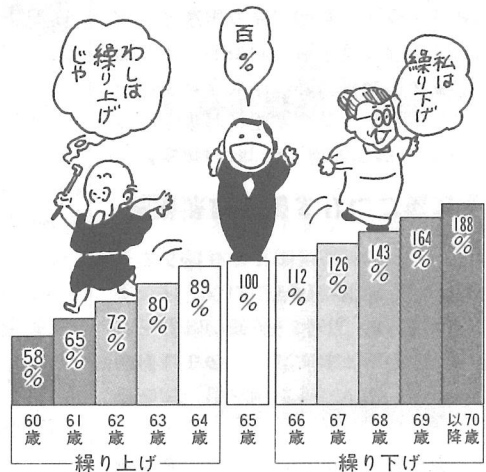
$$737,300円 \times \frac{\text{保険料を収めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

## 繰り上げ支給と繰り下げ支給

国民年金の受給資格開始年齢は65歳ですが、繰り上げや繰り下げで受給することもできます。

もできます。

※年金に関することは、役場住民課年金係(云内線247)へお問い合わせください。



★早く年金を受けたい人は60歳から65歳になるまでの間でも額は減額されますが、受給することができません。ただし、支給率は生涯変わりません。

★受給が遅くてもいい人は66歳以後、受給開始を遅らせ増額された年金を受け取ること

